

〈夜間開庁中止のお知らせ〉7月8日(水)は、番号法(マイナンバー制度)への対応のため、夜間の延長開庁を中止します。【問合せ】企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

市政世論調査を実施します

市民の皆さんの意識等を把握し、市政運営に反映していくため、市政世論調査を実施します。

調査票が届いた方は、ご回答にご協力をお願いします。

【実施時期】7～8月中旬

【調査対象者】市内にお住まいの満20歳以上の方のうち、無作為に抽出した2,400人

【調査票のお届け】調査の対象となった方のご自宅に、調査票を郵送します。

【調査票の回収】ご回答いただいた調査票は、市から委託を受けた調査会社あてに、返信封筒でご返送ください。

なお、ご提出いただいた調査票は返却できません。※今回の調査では、調査員は訪問しません。

～市民契約保養施設のご案内～

市民の皆さんが、市が指定した宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

【利用方法】

- ①下表(旅行者など)へ宿泊の予約をしてください。利用料金等は、指定旅行者にお問い合わせください。
- ②総合窓口課(市役所1階)で利用申請書を記入・提出して利用券を受け取ってください。

【助成金】大人3,000円、小人2,000円※民宿は大人・小人も2,000円。「小人」は4歳以上から小学6年生までです。

【助成対象者】申請する日の6か月前から引き続き市内に住所を有し、福生市に住民登録されている方。※18歳未満の方だけで利用する場合は、保護者の同意が必要です。

【利用券交付枚数】1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度1枚です。なお、宿泊施設により利用方法が異なりますので、総合窓口課にお問い合わせいただくか、市内公共施設の「施設案内」パンフレット、市のホームページをご覧ください。※申請時、本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

宿泊施設	予約申込み先
旅館・ホテル・民宿	▼(旬)ダイナ旅行 ☎ 553・3310 ▼立川トラベルセンター ☎ 553・2202 ▼(株)PT S ☎ 539・1911
保養所	東京都市町村職員共済組合保養所(シーサイドいずたが)への宿泊予約は直接 ☎ 0120・73・1241(フリーダイヤル)へ。※平成27年7月18日(土)リニューアルオープンの子定
かんぼの宿	各宿泊施設へ。 【問合せ】日本郵政(株) ☎ 0120・715・294
河津温泉旅館組合指定施設・津南町観光協会指定施設	各宿泊施設へ。

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

課税課からのお知らせ

〈新築・増築家屋調査のお願い〉

平成27年中に新築・増築された家屋は、平成28年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

課税の根拠となる適正な価格(評価額)を算出するため、家屋の外部及び内部を調査します。調査をお願いする家屋については、通知を送ります。

また新築された住宅については固定資産税の減額措置があります。詳細は、家屋調査の際に説明します。

平成27年中に家屋を取り壊した場合

取り壊した家屋の固定資産税・都市計画税が平成28年度から課税されなくなり、ますのでご連絡ください。

■平成27年中に家屋の用途が変更になった場合(店舗から居宅等)

平成28年度から課税の計算方法が変わる場合がありますのでご連絡ください。

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

河川やプール等での水の事故を防ごう!

夏になると、河川でバーベキューをしたり、プール等に出かける機会が多くなりますが、おぼれるなどして救急搬送される事故も多くなります。乳幼児では、深さ数cmのビニールプールでもおぼれることがあります。水の事故は命にかかわる可能性が高いので、十分な注意が必要です。

●河川やプール等での水の事故を防ぐために

- ①小さい子どもと一緒に水遊びをする際は、子どもか

市内の地区別 空き巣・ひったくり発生状況 (平成27年1月から5月まで)

地区	面積(k㎡)	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16				
志茂	0.28				
牛久保	0.23				
武蔵野台	0.49	1			
福生	1.80	5	+1		
福熊	2.57	4	+2		
北園	0.32	1			
南園	0.41				
加美	0.61				
東平町	0.05				
合計	6.92	13	+3		

ら目を離さず保護者や大人が必ず付き添いましょう。

②子どもが泳いでいる時は、プール等に監視員がいる場合でも、油断することなく目を離さないようにしましょう。

③飲酒後や体調不良時には遊泳は行わず、もし遊泳しようとしている人がいたら、周りにいる人は遊泳をやめさせましょう。

④海や河川では、気象状況に注意を払い、荒天や天候不良が予測される場合は遊泳や川岸等でのレジャーは中止しましょう。

⑤海辺や河川で遊ぶ際は、ライフジャケットを着用するなど、事故の未然防止に努めましょう。

⑥プールサイドは滑りやすいので、走って転ぶことのないよう、十分に注意しましょう。

⑦プールでは、ほかの人にぶつからないよう、周囲にも気を配りましょう。

【問合せ】福生消防署 ☎ 552・0119



マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります

■マイナンバーって何ですか?

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有するすべての方に1人に1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

■いつ、どのように通知されますか?

平成27年10月から、住民票を有するすべての方に、12桁のマイナンバーを「通知カード」により送付します。

原則として、住民票の住所あてに送付されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人住民も対象となります。

また、希望者には申請により「個人番号カード」が交付されます。(平成28年1月以降)

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏れいし、不正に使われるおそれがある場合を除いて変更されませんので、大切にしてください。

■どんな場面で使用することになりますか?

平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続(法律や条例で定められた行政手続のみ)でマイナンバーが必要になります。

各機関の間の情報連携は、国では平成29年1月以降、地方公共団体では平成29年7月以降、順次始まる予定です。

情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、市民の皆さんの負担軽減・利便性向上が実現します。

■マイナンバーを他人に提供してもよいのですか?

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報を他人に不当に提供すると処罰の対象となります。

■個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか?

個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーで、なりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声もあります。

マイナンバーを安全・安心にご利用いただくため、次のとおり制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

〈制度面の保護措置〉法律に規定があるものを

除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来に比べ重くなっています。

〈システム面の保護措置〉従来通り個人情報を一元管理せず、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。

また、行政機関の間で情報のやりとりをする際には、マイナンバーを使わずシステムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

■マイナンバーについて、詳しく知るには?

国ではコールセンターを開設しています。ご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

◆マイナンバーコールセンター

☎ 0570・20・0178

☎ 0570・20・0291(外国語対応)

※平日午前9時30分～午後5時30分。土・日・祝日を除く。通話料がかかります。

◆マイナンバーホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

【自由広場倉庫解体工事のお知らせ】6月15日(月)から8月31日(月)(予定)までの期間、自由広場倉庫解体工事を行っています。工事期間中はご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。【問合せ】契約管財課管財係 ☎ 551・1535